

掛川市告示第75号

掛川市訪問入浴サービス事業実施要綱（平成18年掛川市告示第126号）の一部を次のように改正する。

令和5年6月21日

掛川市長 久保田 崇

第4条に次の1号を加える。

(3) 株式会社ツクイ

附 則

この告示は、公示の日から施行する。